

令和2年3月30日

保護者の皆様へ

旭川市立北門中学校  
校長 村田 昌俊

### 臨時休業に伴う学校給食費の取扱いについて

日頃から、学校運営に対し、御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、先日、旭川市教育委員会から臨時休業に伴う学校給食費の返金などの取扱いについての連絡がありましたが、納入済みの給食費について、次のとおり次年度の給食費に充当することといたしました。

不明な点がありましたら、旭川市教育委員会学校保健課（26-1385）又は学校までお問合せください。

#### 1 充当対象の方

2月27日～3月25日までの給食費を納入されている方

（準要保護家庭およびその他の事情により給食費を免除されている方などについては、今回返金の対象とはなりません）

#### 2 次年度の給食費に充当する額

5,695円（1日分の食単価335円×17食）

※3月12日、3月13日、3月25日は給食実施予定日ではないため、返金対象食数には計上しておりません。

#### 3 充当月

令和2年度5月分の給食費に充当します。

（令和2年度5月分給食費の納入額は、現在1学年の方は605円

現在2学年の方は305円となります）

#### 4 その他

3月で転校される方、および要保護家庭については、来年度の給食費への充当は行わず、学校給食費の口座振替を行っている口座に返金します。

（連絡先）

北門中学校

電話51-1431